

介護保険における住宅改修費の支給について

住宅改修の概要

要介護者等が、自宅（現に居住する住宅（＝被保険者証記載の住所））に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行おうとするときは、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて申請書を提出し、工事完成后、領収書等の費用発生の実態がわかる書類などを提出することにより、実際の住宅改修費（支給限度基準額 20 万円）の 8 割または 9 割（平成 30 年 8 月から一定以上所得者は 7 割）相当額が償還払いで支給されます。

支給限度基準額は、要支援・要介護区分にかかわらず定額で、ひとり生涯 20 万円までですが、要介護状態区分が重くなったとき（3 段階上昇時）や転居した場合には、再度 20 万円までの支給限度基準額が設定されます。

住宅改修の種類

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

法施行当初は、屋外における段差解消、床材の変更及び手すりの取付けなどの工事については、玄関ポーチの工事を除き、住宅改修費の支給対象ではありませんでしたが、告示改正により、平成 12 年 12 月以降、玄関から道路までの（建物と一体ではない）屋外での工事も住宅改修費の支給が可能となりました。

住宅改修費支給の流れ

1. 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談
 2. 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」および添付書類の一部提出（事前申請）を保険者（瀬戸内市）へ提出します。
- **事前申請提出書類**
 - ◇ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事前申請のときは着工日・完成日・介護保険申請額・申請日は記入しない）
 - ◇ 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員などが作成した住宅改修を必要と認める書類）
 - ◇ 工事費見積書（工事費明細書が添付されている対象工事内容のわかるもの。改修箇所・改修種類ごとに区分）
 - ◇ 図面（平面図など、写真の番号を記入）

- ◇ 住宅改修前の写真（撮影日がわかるもの・改修箇所ごとの写真）
- ◇ 部材カタログの写し（写真の番号を記入）
- ◇ 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者本人でない場合）委任状（改修費を振り込む口座の名義人が被保険者本人でない場合）

3. 保険者は提出された書類などにより、保険給付として適当な改修かどうかを確認します。確認した書類に「瀬戸内市確認済」の受付印を押し、一旦書類を返却します。

4. 施工

5. 完成

6. 「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」提出

利用者は、事前申請で返却された書類に、工事終了後領収や住宅改修後の写真などを添えて、保険者へ提出します。なお、やむを得ない事情がある場合については、6の段階において2の段階で提出すべき申請書類などを提出することができます。

○ **完成後提出書類（事前申請で提出した書類に追加して提出するもの）**

- ◇ 住宅改修に要した費用に係る領収書（原本。コピーの場合は原本持参）
- ◇ 工事費内訳書（見積書と同じ場合は省略可）
- ◇ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下などの箇所ごとの改修前および改修後それぞれの写真とし、撮影日がわかるもの）

7. 保険者は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合には、住宅改修費用の8割または9割（平成30年8月から一定以上所得者は7割）を支給します。通常、申請から支給（申請書に記載した口座への振り込み）までには2～3カ月かかります。

【対象となる住宅改修の範囲】

(厚生労働省大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の範囲)
(参照) 平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知

1. 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路まで通路等に設置するもので、取付けに際し、工事(ねじ等で居宅に取付ける簡易なものを含む。以下同じ)を伴うもの。

2. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するもの。

(例) 敷居を低くする工事、スロープの設置工事、浴室の床のかさ上げ等

なお、工事を伴わないもの、また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

(例) 居室 … 畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更

浴室 … 滑りにくい床材への変更

通路面 … 滑りにくい舗装材への変更 など

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

5. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が対象となります。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付いた洋式便器に取り替える場合は保険給付の対象となりますが、すでにある洋式便器にこれらの機能を付ける場合は対象となりません。

また、和式便器から洋式便器への取替工事のうち、水洗化または簡易水洗化の部分にかかる費用、及び補高便座の設置については保険給付の対象となりません。

6. その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

ア 手すりを取付けるための壁の下地補強工事

イ 浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

ウ 床材変更のための下地補修や根太の補強、または通路面の材料変更のための路盤の整備工事

エ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

オ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化にかかるものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更